



## 日本警察50年の軌跡と新たなる展開

現行警察法が制定されて50年が経過した。

昭和29年に誕生した現行警察制度は、旧来の制度に対する反省と検討の上に構築されたものであり、他に例をみない独特の制度である。その後50年間、警察は、幾多の困難な治安事象に立ち向かい、様々な行政改革の要請にも適切に対応してきた。その過程で部分的な制度の見直しは行われつつも、警察制度の基本的枠組みは堅持され、我が国に適した制度として定着している。これは、公安委員会による警察の民主的管理が適正に機能していること、自治体警察を基本とし、国と地方の役割分担が適切であること、政治的な中立が確保されていることなどによるところが大きい。50年の歴史は、「民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定める」という警察法の2つの目的が着実に達成されてきたことを示すものといえよう。

そこで、この機会に、日本警察が歩んできた道程を再確認することとした。第1節では、現行警察制度の誕生と見直しの経緯を整理して紹介した。第2節では、戦後の日本警察が直面した治安事象とその対策について、おおむね10年ごとに回顧し、考察した。これらを踏まえ、第3節では、今後の警察行政の展開について、その方向性や在り方を検討した。

警察制度を更に充実させ、深刻な治安情勢に対処していくためには、今後とも、時代の要請に真摯に耳を傾け、足らざる部分はこれを補いつつ、制度の基本的な枠組みについても、常にその効果を検証していくことが重要である。本特集は、そのような取り組みの第一歩となるものである。

## 1 旧警察法の制定と警察の民主化

### (1) 戦前の警察制度

戦前の警察制度は、明治維新後に大陸法系諸国の法制度に倣って作られたもので、国家警察を基本としていた。内務大臣が主任の大臣として、地方長官たる警視總監及び府県知事等を指揮監督し、これらの地方長官は、国の機関としての警視庁及び道府県（警察部）とその下に置かれた警察署等を指揮監督した。また、警察機関の業務の範囲は、現在より広く、時代により違いはあるが、衛生、建築、労働等に関する事務も所掌していた。



飲食店の衛生指導をする警察官

### (2) 旧警察法の制定

昭和20年8月の終戦直後、日本の民主化を進める連合軍総司令部は、警察制度の根本的改革を図ろうとしたが、混乱した社会情勢等を踏まえ、憲法及び地方制度の改正に当たっても、当分の間、警察制度は現状を維持することとした。その後、総司令部内における意見の調整を経た後、片山内閣総理大臣の求めによりなされたマッカーサー元帥の裁定により、総司令部の最終案が作成され、旧警察法（昭和22年12月17日法律第196号）の制定に至った。

#### 旧警察法の理念と特徴

##### 警察の地方分権

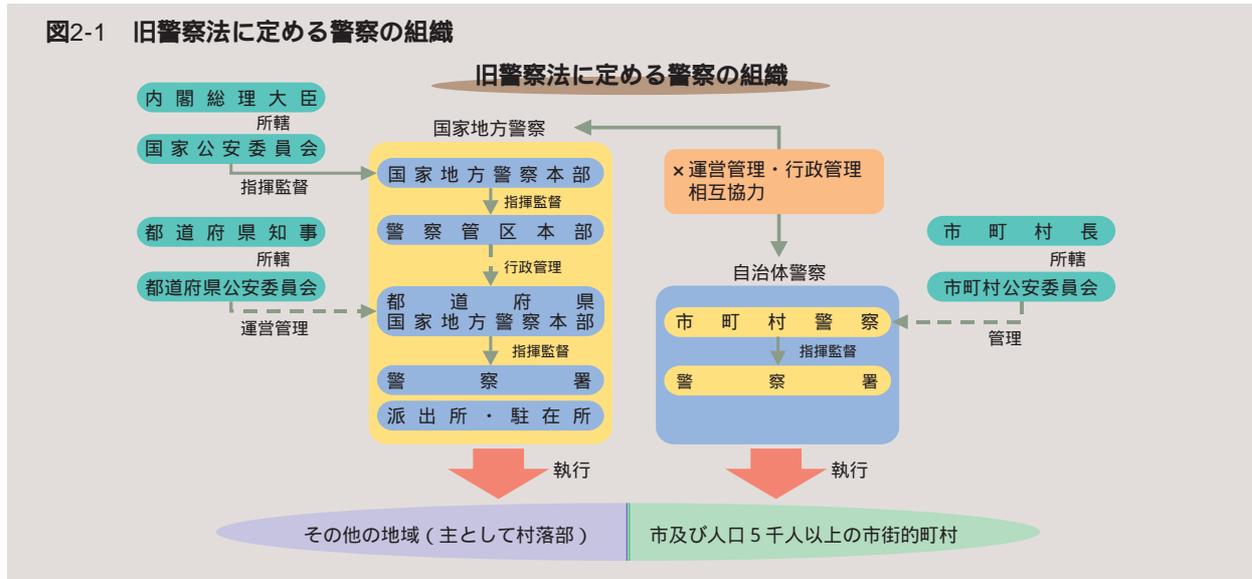
それまでの国家警察制度を改め、市町村の自治体警察を基本とした。すべての市及び人口5,000人以上の市街的町村は自ら警察を維持する一方、その他の地域（主として村落部）は国の機関である国家地方警察の管轄とした。市町村警察は、国家非常事態の場合を除いて、国家地方警察の指揮監督を受けず、また、都道府県の国家地方警察は、知事の所轄の下に置かれる都道府県公安委員会がその運営を管理した。

##### 警察の民主的管理

警察を民主的に管理し、かつ、その政治的中立性を確保する制度として、公安委員会制度を採り入れた。公安委員会は、市民の代表者たる委員によって構成される合議体の機関であり、国、都道府県及び市町村に置かれ、内閣総理大臣、都道府県知事及び市町村長から独立して職権を行使した。

##### 警察の責務の限定

警察の責務を、国民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持に当たることとし、警察の活動は厳格にその責務の範囲内に限られるべきことを明らかにした上、権能の濫用を戒める旨を特に規定した。



### (3) 旧警察法の問題点

旧警察法は、警察の民主化を図るものとして画期的な意義を有するものであったが、我が国の国情が十分に加味されていない面もあって、施行当初から多くの問題が生じた。

#### 警察組織の細分化による問題

市町村警察制度を採り入れた結果、1,605にも上る自治体警察が置かれ、警察活動の単位が細分化された。このため、集团的又は広域的な犯罪等に対して、効率的かつ的確な対応をすることが困難となった。

#### 経費をめぐる問題

自治体警察の経費は、特に小規模の自治体にとって重い財政負担となった。その一方、国家地方警察の管轄とされた人口5,000人未満の町村では警察経費が全額国費負担となり、均衡も失っていた。また、警察機構を二本立てとし、組織も細分化したことで、組織の複雑化と施設、人員等の重複が生じ、不経済で国民に大きな財政負担を強いるものとなった。

#### 事務の性格に関する問題

警察事務は、国家的性格と地方的性格を併有するものであるにもかかわらず、単なる地理的な区分によって、国又は地方のいずれかの性格に偏った組織により分担されることとなった。しかも、それは、首都警察として国家的性格の強い事務を処理する警視庁に対しても、国の関与は全くなく、経費も自治体の負担とされる一方で、国家的性格の弱い事務を処理する村落部の警察が、国の予算によって維持され、地方公共団体の議会の監督が及ばないなど矛盾のある分担であった。

#### 公安委員会制度と政府の治安責任の問題

公安委員会制度は、新しい警察管理方式として高く評価されたが、反面、国家公安委員会の内閣に対する独立性が強かった。そのため、治安に関して内閣が政治責任を十分に果たすことができず、こうした観点からの民主主義の要請に反するとの疑問が呈された。

## 2 新警察法の制定 市町村警察から都道府県警察へ



警察庁開庁式（昭和29年7月1日） この日から現行警察制度が施行され、都道府県警察が発足した。

旧警察法は、その弊害を改善すべく、施行後7年間で8回にわたり改正が行われた。しかし、制度に内在する根本的な問題点を是正することはできず、財政負担に耐えられない市町村の多くは、自治体警察を返上した（旧警察法施行時点の自治体警察の数は1,605、うち町村警察は1,386であったが、現行警察法制定直前には、自治体警察の数は402、うち町村警察は127にまで減少した。）

折しも、地方の治安は極度に悪化し、殺人、強盗等の凶悪犯罪が頻発するとともに、社会不安を背景とした大規模な集団暴力事件が相次いで発生したことから、警察の制度や機構の再検討は、いよいよ国民の重大な関心事となった。そして、昭和27年4月に我が国の独立が回復されるや、警察制度の抜本的な改正は、占領政策の是正の一環として、急速に具体化されていった。

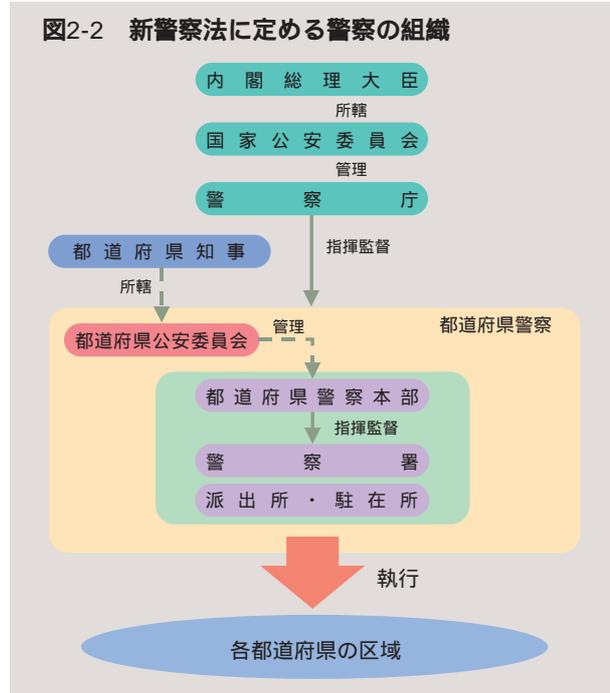
こうして、政府は、旧警察法に代わる新たな制度を構築すべく、28年2月、第15回国会に警察法案を提出した。この法案は、現行警察法と同様、警察の基本的な単位を都道府県とするとともに、警察事務の国家的な性格を踏まえた国の関与を規定する方向を目指したものであったが、衆議院の解散のため廃案となった。

その後、警察制度改革は、地方制度調査会（27年設置）においても議論され、28年10月の答申では、警察の単位は都道府県を基本的単位とし、大都市には例外として市警察を設けるべきこと、国は、国家的事件に関して都道府県警察を指揮監督するほか、警察費について一定の負担をすべきことなどの見解が示された。

政府は、この答申や第15回国会の審議過程等を踏まえ、新制度の検討を進めたが、法案の作成に当たって配意した点は、警察の民主性と能率性、国の関与と地方分権、治安責任の明確化と政

治的中立性の確保という、相対立する要請をいかに調和させるかということであった。その結果、第19回国会に提出された警察法案は、第15回国会提出法案と同様の方向を目指しつつ、内閣と国家公安委員会との関係、都道府県警察に対する国の関与の程度、大都市警察の存廃等について更なる見直しを加えたものであった。国会では精力的に審議が行われ、警察庁長官、警視總監及び都道府県警察本部長の任免権を国家公安委員会に付与すること、大都市に市警察部を置くことなどの修正が加えられた後、法案は29年6月7日に可決され、翌8日に法律第162号として公布された。

図2-2 新警察法に定める警察の組織



### 新警察法の理念と特徴

#### 警察の民主的運営の保障

旧警察法と同じく、公安委員会制度を国と地方の双方で存続させ、警察の民主的な運営の保障を図るとともに、都道府県に警察事務を団体委任することで、都道府県議会を通じた住民の監視を受けることとした。

#### 警察組織の能率的運営（都道府県への分権・一元化と国の限定的関与）

警察組織の規模を、現実には発生する警察事象の処理に当たる上で合理的かつ効率的なものとするため、都道府県を構成単位とし、大都市の警察事務も都道府県警察で一元的に処理することとした。他方、警察事務は国家的性格と地方的性格を併有しているものの、個々の事務ごとにその性格が国家的であるか地方的であるか明確に区別することが困難であることから、執行事務を行う警察組織を都道府県警察に一元化しつつ、警察庁長官の指揮監督制度、地方の警察予算の国庫支弁制度、上級幹部職員を国の職員とする地方警務官制度等を設け、一定の範囲で地方の警察運営に国が関与することとした。

#### 政治的中立性の確保と内閣の治安責任

内閣は国会に対し警察行政についても責任を負っており、法律案の国会への提出権等も有していることから、国家公安委員会委員長は国務大臣をもって充てるとともに、警察庁長官及び警視總監の任免に内閣総理大臣の承認を要することとして、内閣の治安責任の明確化を図った。

### 3 現行警察制度の変遷

#### (1) 治安事象の変化と警察制度の見直し

現行警察法の制定以降、治安事象は大きく変化し、国や地方の行政制度全般にわたる改革も進められた。警察法とこれに基づく警察制度も、時代の流れに即して見直しが重ねられてきた。

国

#### 新たな施策の展開と警察庁の組織改編

警察庁の内部組織（官房、局、部等）の設置は法律事項であり、新たな施策を推進するため本格的な組織改編を行うときは、警察法の改正が必要となる。最近では、平成6年と16年に局・部レベルの改編が行われた。



- 昭和33年 局制の採用、保安局設置
- 37年 交通局設置
- 43年 保安局廃止（保安部設置）
- 平成4年 暴力団対策部設置
- 6年 生活安全局・情報通信局・国際部設置（警務局・通信局・保安部廃止）
- 11年 情報通信局の所掌事務変更（電磁的記録の解析等）/ 国家公安委員会の任務規定（中央省庁改革）
- 12年 警察改革のための所要の規定
- 16年 組織犯罪対策部・外事情報部設置（暴力団対策部・国際部廃止）

#### 国の公安を維持するための国と地方の役割分担の見直し

警察法では、都道府県警察の執行事務に国が一定の関与をする制度が採られている。国の公安に影響を及ぼす治安事象が新たに問題となれば、国の役割を拡大・明確化し、全国警察が協調して事案に対処する必要がある。平成に入り、組織犯罪、テロ、サイバー犯罪等の脅威が増大すると、国の警察機関の所掌事務も見直された。

- 昭和33年 全国的な幹線道路における交通規制
- 55年 国際捜査共助
- 62年 国際緊急援助隊
- 平成8年 広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢
- 12年 航空機強取、人質強要に係る警察運営
- 16年 爆弾テロ・NBCテロに係る警察運営 / 国外における日本人被害のテロを広域組織犯罪等に追加 / 外国の警察行政機関等との連絡 / 情報技術の解析

国の役割の増大

地方

#### 犯罪の広域化への対応と都道府県警察相互間の調整機能の強化

都道府県の区域を越えて発生する犯罪や事故等に対する警察運営に間隙が生じないよう、都道府県警察相互間の関係等を明確に定め、相互調整を働かせる必要がある。自動車交通が進展した昭和30年代と、広域的な捜査や警衛・警護の必要性が更に高まった平成6年、8年には、警察法に所要の規定が整備された。



- 昭和33年 道路における移動警察に関する職権行使
- 39年 管轄区域の境界周辺における事案に関する権限行使（新設）
- 平成6年 管轄区域の境界周辺における事案に関する権限行使（改正）/ 管轄区域外における権限行使（改正）/ 事案の共同処理等に係る指揮・連絡
- 8年 広域組織犯罪等に関する管轄区域外における権限行使

(2) 警察活動を支える体制の拡充

警察法により設置される組織を骨格とすれば、人員、装備、通信、教育訓練等は血肉となって警察活動を形作る重要な要素である。治安事象が変化し、警察に対する期待が増大し多様化する中で、これらもまた、時代の要請に応じて拡充されてきた。

年	地方警察官 (政令で定める基準)	車 両	航空機	通 信	教育訓練
	= 10,000人	= 5,000台	= 10機		
現行法施行時	 30年 = 113,500人	 30年 = 約9,000台	30年 = 0機	 超短波移動用無線電話 (昭25)	 警察大学校 (昭24・中野)
昭32	 40年 = 147,410人	 40年 = 約12,000台	 40年 = 6機	 携帯受令機 (昭35)	 警察大学校 (昭38・中野)
34					
36					
38					
40	 50年 = 194,850人	 50年 = 約18,000台	 50年 = 20機	 署活系無線機 (昭50)	 特別捜査幹部研修所 (昭42)
42					
44					
46					
48					
50					
52	 60年 = 215,306人	 60年 = 約20,000台	 60年 = 42機	 衛星通信 (昭58)	 国際捜査研修所 (昭60)
54					
56					
58					
60	 7年 = 221,019人	 7年 = 約27,000台	 7年 = 70機	 ICPO通信 (平5)	 警察政策研究センター (平8)
62					
平元					
3					
5	 16年 = 239,811人	 16年 = 約36,000台	 16年 = 80機	 新車載通信系携帯無線機 平15)	 警察大学校 (平13・府中)
7					
9					
11					
13					
16 (現在)					

## 1 昭和20年代の日本警察

昭和20年代は、戦後の混乱期を経て経済が戦前の水準に回復した時代である。20年8月のポツダム宣言受諾後、連合国軍総司令部により民主化政策が進められ、21年に新憲法が公布された。24年に警察予備隊が創設され、25年6月には朝鮮戦争が勃発し、朝鮮特需が日本の復興を促進した。26年には対日講和条約及び日米安全保障条約が締結され、我が国は国際社会に復帰した。28年にはテレビの本放送が始まり、プロレスの試合中継に国民が熱狂した。

こうした中、戦争中減少していた犯罪が、敗戦による物質的窮乏と道徳観念の低下等を反映して急激に増加し、23年と24年には、刑法犯認知件数が160万件近くにも達した。20年代後半に入ると、経済の安定により財産犯は減少したが、粗暴犯は高い水準で推移し、殺人も29年には3,081件とピークを迎えた。

表2-1 昭和20年代の主な事件・事故

年月	管轄	件名
20.5	警視庁	小平事件
24.7	警視庁	下山事件
24.7	警視庁	三鷹事件
24.8	福島	松川事件
26.12	警視庁	印藤巡査殺害事件
27.1	北海道	白鳥警部射殺事件
27.5	警視庁	皇居前メーデー事件
27.6	大阪	吹田騒擾事件
27.7	愛知	大須騒擾事件
29.9	北海道	洞爺丸沈没事故

### (1) 刑事訴訟法の制定と第一次捜査権の確立



捜査会議の風景

20年代は、今日の刑事警察の基礎が築かれた時代であった。戦前、警察官は、検察官の指揮の下に、その補助的な立場で犯罪捜査を行うものとされていたが、24年に施行された刑事訴訟法第189条第2項で「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定され、警察は独立した第一次捜査機関として捜査を行うこととなった。

これに伴い、警察自らの手によって犯罪捜査に関する一般準則を定める必要が生じ、24年に国家地方警察本部長訓令として犯罪捜査規範が制定された。そして、

25年には、その内容を更に充実させた犯罪捜査規範が国家公安委員会規則として制定された。

その後、発足間もない警察の捜査の在り方に対しては批判もなされた。特に、逮捕権の濫用については、28年の刑事訴訟法改正により、逮捕状の請求権者が公安委員会の指定する警部以上の司法警察員に限られることとなった。警察は、これを契機に捜査運営の刷新改善を図ることとし、32年に現行の犯罪捜査規範を制定した。

## (2) 日本共産党の勢力拡大と暴力的破壊活動の展開

20年に合法化された日本共産党は、敗戦後の国民生活の窮乏と社会不安を背景に党勢を増大させるとともに、労働組合や大衆団体の組織化に力を入れ、急速に影響力を拡大した。21年の第22回衆議院議員総選挙では、約214万票を得て結党以来初の議席となる5議席を獲得し、24年の第24回衆議院議員総選挙では、約298万票を得て35議席を獲得した。

その後、26年の第5回全国協議会で「日本の解放と民主的変革を、平和の手段によって達成しうると考えるのはまちがいである」とする「51年綱領」を採択し、白鳥警部射殺事件（27年）、大須騒擾事件（27年）等の暴力的破壊活動を展開した。

警察は、これに対処するため、27年、20都道府県に機動隊を創設し、集团的違法行為の早期鎮圧と検挙活動に努めた。また、暴力的破壊活動を繰り返す日本共産党を国民は厳しく批判し、27年の第25回衆議院議員総選挙では公認候補が全員落選するなど、党勢は大幅に衰退した。



大須騒擾事件 デモ隊鎮圧に向かう警察官

（写真提供：朝日新聞社）

## (3) 外勤警察の確立と保安警察関係法令の制定



パトカーによる警ら活動

終戦後、浮浪者や家出人の増加が社会問題となったが、22年に児童福祉法が、25年に生活保護法が制定され、警察は、都道府県等の救護活動に積極的に協力し、その対策に当たった。また、同時期に、110番通報制度の運用（23年）、外勤勤務準則の制定、パトカーの配備（25年）を行い、派出所・駐在所を拠点として警らや巡回連絡を行い事件・事故に即応する外勤警察を確立した。

風紀の退廃は、多くの保安警察関係法令を誕生させた。戦前の規制の廃止に伴い新たに制定された風俗営業取締法（23年）は、カフェー、キャバレー、ダンスホール等も規制対象とした。戦後の混乱で激増した街娼に対しては、条例による取締りを行い、31年に売春防止法が制定された。古物商・質屋については、盗品の流通阻止とその発見を容易にするため、24年に古物営業法、25年に質屋営業法が制定された。銃器規制については、21年に銃砲等所持禁止令、25年に銃砲刀剣類等所持取締令、33年に銃砲刀剣類等所持取締法が制定され、原則的に所持が禁止された。また、大量の覚せい剤（ヒロポン）が市中に流出し、敗戦で荒廃した社会に急激に広まったため、26年、覚せい剤の所持、使用等を禁止する覚せい剤取締法が制定され、警察は覚せい剤事犯の取締りを強化した。

## 2 昭和30年代の日本警察

昭和30年代は、神武景気を皮切りに高度経済成長を成し遂げた時代である。31年にソ連との国交が回復し、日本の国連加盟が承認された。34年には皇太子殿下（当時）が御成婚され、岩戸景気に沸いたが、同年に本格化した日米安全保障条約改定交渉は、翌年の安保闘争の激化につながった。39年には、日本がOECDに加盟し先進資本主義国の仲間入りしたほか、東海道新幹線が開通、東京でアジア初のオリンピックが開催されるなど、復興を内外に印象付けた。

他方、終戦直後の混乱期にみられた犯罪の多発傾向は沈静化し、刑法犯は年間140万件前後で推移した。この中で大きく増加したのは粗暴犯と強姦で、30年代に戦後のピークを迎えた。また、経済成長に伴うモータリゼーションの進展や個人の生活圏の拡大が、犯罪の傾向に色濃く反映した時代でもあった。

表2-2 昭和30年代の主な事件・事故

年月	管轄	件名
31.10	警視庁	砂川事件
33.10-	警視庁	警職法改正反対闘争
34.9	愛知等	伊勢湾台風
35.1-	福岡	三井三池争議
35.6	警視庁	安保条約批准阻止6.15統一行動
35.10	警視庁	浅沼社会党委員長殺人事件
36.12	警視庁等	三無事件
38.3	警視庁	吉展ちゃん事件
38.5	埼玉	狭山事件
38.10-	福岡等	西口事件

### （1）自動車交通の発展と道路交通法の制定

戦後の経済成長に伴う自動車の急速な普及を背景に、交通事故死者数は20年代後半から著しい増加傾向を示した。これに対応するため、35年に道路交通取締法が廃止され、新たに道路交通法が制定された。この法律は、取締りの根拠法にとどまらず、すべての者が安全に道路を通行するために遵守すべき道路交通の基本法たる性格を有するものである。その後、同法は、高速道路における自動車の交通方法の特例の新設（38年）、道路交通に関する条約への加入に伴う国際運転免許証等に係る制度の導入（39年）等の改正が行われ、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（35年）、自動車の保管場所の確保等に関する法律（37年）等の関連法令も順次整備された。

また、全国的に交通の安全と円滑を図るため、交通警察の体制も順次強化された。警察庁保安局交通課の新設（33年）、交通企画課及び交通指導課の新設（36年）を経て、37年に警察庁交通局が設置されるとともに、全国的な幹線道路における交通規制について国の責任や都道府県警察相互間の関係を整理する法令の改正が措置された（33、38年）。



交通渋滞と交通違反の取締り

## (2) 広域化する犯罪に対処するための制度改正

自動車交通の発展は、犯罪の広域化ももたらした。警察は、広域捜査を強化するため、従来の犯罪手口制度（犯罪手口に関する資料を組織的に収集・管理・運用する制度）を抜本的に見直して犯罪手口資料取扱規則を制定するとともに（31年）、都道府県警察相互の協力関係の基本を定めた犯罪捜査共助規則を新たに制定した（32年）。その後、広域にわたる連続強盗殺人事件（西口事件、38、39年）の発生を契機に広域重要事件特別捜査要綱を制定し、警察庁が指定した広域重要事件は、国の調整の下に関係都道府県警察が捜査を行うという制度を導入した。



吉展ちゃん事件の捜査班

また、38年の東京都入谷の幼児誘拐殺人事件（吉展ちゃん事件）や埼玉県狭山市の身の代金目的女子高校生誘拐殺人事件（狭山事件）では、犯人と接触し逮捕する機会がありながらこれを取り逃がし、被害者も殺害されたことから、警察に対して厳しい批判がなされた。このため、警察は、同年に刑事警察強化対策要綱を策定し、捜査員の教育の強化、捜査体制の整備等により刑事警察の充実強化を図ることとした。

## (3) 60年安保闘争等高揚する大衆・労働運動

34年、日米安全保障条約の改定交渉が本格化する中、日本社会党、日本労働組合総評議会（総評）等により安保条約改定阻止国民会議が結成され、条約改定に反対する全国統一行動が繰り返し展開された（60年安保闘争）。この過程で、極左暴力集団に指導された全日本学生自治会総連合（全学連）は、国会構内乱入事件（34年）、羽田空港ロビー占拠事件（35年）を引き起こすなど、過激な行動を繰り返した。



安保条約改定阻止国民会議の全国統一行動

（写真提供：共同通信社）

また、産業構造や社会情勢の変化に伴い、労働運動も活発化した。炭鉱労組員の指名解雇に端を発した三井三池争議（35年）では、総評等の支援を得てストライキ等の闘争が展開され、集団乱闘事件が発生させた。

一方、左翼運動の活発化に危機感を抱いた右翼の間では、35年の浅沼社会党委員長殺人事件を契機に、国家、民族の危機を救うためには実力行使もやむを得ないとする民族正当防衛論やクーデター合理論が公然と主張され、36年には戦後初のクーデター企図事件と言われる三無事件さんむが摘発された。

### 3 昭和40年代の日本警察

昭和40年代は、第2期高度成長期で、未曾有の経済成長を記録した時代である。42年に人口は1億人を突破し、47年に沖縄が返還され、万国博覧会(45年)や札幌冬季オリンピック(47年)の開催は、経済成長の象徴となった。国際情勢は、米軍によるベトナム爆撃(40年)、中国の文化大革命(41年)、金大中事件(48年)と不安定な状況が続き、48年の第四次中東戦争を境に、日本は石油ショックに陥って不況に転じ、狂乱物価と呼ばれるインフレに直面した。

犯罪情勢は、刑法犯認知件数が減少傾向となり、48年には約119万件と戦後最低を記録した。一方、経済成長に伴う社会構造の変化が公害等の深刻な社会問題を引き起こしたほか、三億円強奪事件やシージャック、ハイジャックのような新しい形態の事件も発生した。

表2-3 昭和40年代の主な事件・事故

年月	管轄	件名
42.10	警視庁	第一次羽田事件
43.10	警視庁	新宿騒擾事件
43.12	警視庁	三億円強奪事件
44.1	警視庁	東大封鎖解除事件
45.3	警視庁	よど号ハイジャック事件
45.5	広島	定期旅客船「ぶりんす」乗っ取り事件
45.11	警視庁	三島事件
47.2	長野等	あさま山荘事件
47.5	大阪	大阪・千日デパート火災
49.8	警視庁	三菱重工ビル爆破事件

#### (1) 70年安保闘争と極左暴力集団の尖鋭化



東大封鎖解除事件 (写真提供: 共同通信社)

極左暴力集団は、ベトナム戦争を契機とした反戦・反米気運や学園紛争から生じた反体制ムードの高まりを背景に、45年の日米安全保障条約の改定に照準を合わせ、過激な70年安保闘争を展開した。第一次羽田事件(42年)、新宿騒擾事件(43年)、4・28沖縄闘争(44年)等の集団武装闘争が連続的に繰り広げられ、学園紛争や成田闘争等とあいまって、政治や社会の現状に不満を抱く学生や労働者を巻き込み、大規模なものとなった。

45年に日米安全保障条約が自動継続となって以降、その活動は次第に尖鋭化していった。武装闘争は、警視庁警務部長宅爆破殺人事件(46年)、あさま山荘事件、テルアビブ・ロッド空港事件(47年)、三菱重工ビル爆破事件(49年)と際限なく過激化し、多数の死者を伴う集団内部の抗争も繰り返されたが、その過激さから、それまで同調してきた学生や労働者の支持は急速に失われ、極左暴力集団は社会的に孤立していった。

こうした中、49年春闘では、官公労を中心に「賃金の大幅引上げ」、「スト権奪還」等をスローガンに波状的な闘争が取り組まれ、日教組4・11地方公務員法違反事件のような官公労働者の違法ストや労働組合の組織対立をめぐる労働事件が多発した。

一方、右翼は、安保闘争の高揚や、45年の日本共産党の民主連合政府構想等に刺激され、宮本日本共産党委員長襲撃事件(48年)等を引き起こした。また、三島事件(45年)を契機として、反米・反体制を主張する「新右翼」も誕生した。

## （2）交通事故死者数増加に対する取組みの強化



交通巡視員による交通安全教育

20年代後半から著しい増加傾向にあった交通事故死者数は、45年には16,765人に達し、その深刻な状況は交通戦争（第1次）と呼ばれた。そこで、41年に交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法が制定され、同法に基づく長期計画の下、信号機、道路標識等の交通安全施設等が緊急に整備されることとなった。また、45年に交通安全対策基本法が制定され、国及び地方の行政機関と国民や関係団体が一体となって交通安全対策に取り組む体制が構築された。

警察所管法令では、道路交通法令が累次にわたり改正され、安全運転管理者制度（40年）、交通反則通告制度（43年）、運転免許の行政処分に係る点数制度（44年）、普通免許に係る路上試験制度（48年）等が導入された。また、交通巡視員の設置（45年）や交通警察官の増員（47年～）により、体制の強化が図られた。

このような取組みの結果、45年を境に死者数、負傷者数、交通事故発生件数のいずれも減少に転じ、54年には死者数が8,466人となり、ピーク時に比べてほぼ半減した。

## （3）都市化の進展に伴う社会問題への対応

高度経済成長により国民の生活水準は大きく向上したが、大量生産・大量消費型の経済は、様々な公害問題を引き起こした。45年のいわゆる公害国会以降、公害関係法令が順次整備されたが、警察でも、工場廃液による水質汚濁や悪臭原因物の大量投棄等の取締りを強化し、急増する公害関係の苦情に対応するとともに、49年には警察庁保安部に公害課を設置して体制を強化した。また、自動車による大気汚染、騒音及び振動に対しては、45年に道路交通法が改正され、法の目的に「道路の交通に起因する障害の防止に資すること」が加わり、交通公害の防止を図るための規定が整備された。



排水溝で検査を行う捜査員、対策本部の新設

また、好景気を反映した享乐的風潮の高まりにより、個室付浴場業やストリップ劇場等が増加し、さらに、マイカー普及の副産物として、モータル営業が幹線道路の周辺に急増した。これらの弊害を防止するため、41年に個室付浴場業、ストリップ劇場等が、47年にモータル営業が風俗営業等取締法の規制対象とされた。

このほか、47年には、企業の合理化と人手不足を背景に急速に発達してきた警備業について、続発するガードマンの不適正事案を防止するため、警備業法が制定された。

## 4 昭和50年代の日本警察

昭和50年代は、世界経済が低迷する中、日本がいち早く不況から脱出し、安定成長の軌道に乗った時代である。若者の間ではインベーダーゲーム（53年）やポータブルカセットプレイヤー（54年）が大流行し、57年に東北・上越新幹線が開通、58年に東京ディズニーランドがオープンした。政治では、第二次臨時行政調査会が56年に発足し、行政改革が重要な課題となった。57年にホテル・ニュージャパン火災、羽田沖日航機墜落事故が発生し、58年に三宅島が噴火した。

犯罪情勢をみると、窃盗犯が大幅に増加した結果、48年に底を打った刑法犯認知件数が増加基調に移行し、59年には終戦直後の水準にまで悪化した。また、三菱銀行北島支店における強盗殺人及び人質立てこもり事件（54年）やいわゆるグリコ・森永事件（59年）等の凶悪事件が社会の耳目を集めた。

表2-4 昭和50年代の主な事件・事故

年月	管轄	件名
50.7	大阪	山口組・松田組対立抗争事件
51.6-	警視庁	ロッキード事件
51.9	北海道	ソ連ミグ25強行着陸事件
52.9-	警視庁	ダッカ事件
53.3	千葉	新東京国際空港管制塔乱入事件
54.1	大阪	三菱銀行北島支店における強盗殺人及び人質立てこもり事件
54.9	新潟	大光相互銀行事件（検挙）
56.6	警視庁	深川通り魔殺傷事件
57.2	警視庁	ホテルニュージャパン火災
59.3-	兵庫等	グリコ・森永事件

### （1）戦後最悪となった少年非行に対する取組みの強化



暴走族によるゼロヨンレース

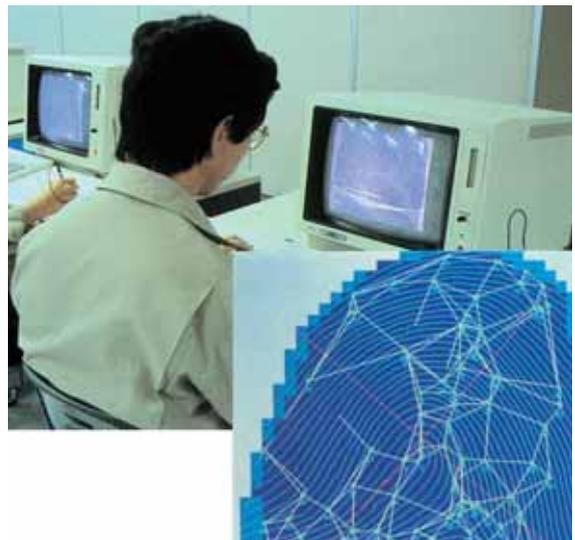
経済が安定成長期に入り、国民生活が多様化すると、核家族化や規範意識の低下が進行した。こうした社会環境は少年にも影響し、万引き、自転車盗等の初発型非行はもとより、集団暴走、校内暴力、シンナーの乱用等の非行が多発し、深刻な社会問題となった。そして、56年に刑法犯検挙人員（触法少年の補導を含む。）の半数以上が少年となり、58年には刑法犯で検挙又は補導された少年の過半数を中学生が占めるなど、少年非行は戦後最悪の水準に達した。

警察は、51年、警察庁保安部に少年課を設置して体制の強化を図り、少年非行がいよいよ深刻となった57年には、少年非行総合対策要綱を策定して非行防止対策を総合的に推進するとともに、非行防止対策推進連絡会議に参画して関係機関との連携を強化した。法制面では、53年、暴走族対策のため、道路交通法に共同危険行為等の禁止規定が新設され、59年には風俗営業等取締法が改正され、少年の健全育成等が法の目的として明記されるとともに、ゲームセンター、アダルトショップ等が新たに規制対象とされた。

## （2）犯罪の質的变化と知能犯捜査・科学捜査の推進

経済が安定成長期に入り、社会が成熟化・複雑化するにつれて、従来とは質的に異なる形態の犯罪が出現した。消費社会の巨大化と経済の不況を反映して、保険制度やクレジットカードを悪用した詐欺事件、消費者金融、訪問販売が絡む消費者トラブル等が多発したほか、ロッキード事件（51年）を始め大規模な贈収賄事件や多額の背任事件が続発し、国民の間で構造的な不正事犯に対する不満が強まった。また、科学技術の発展に伴い、コンピュータ犯罪が重大な社会問題となり始めたほか、高性能複写機を使用した通貨・文書偽造事件が多発した。

そこで、警察は、55年に刑事警察強化総合対策要綱を策定し、重要知能犯捜査力、科学捜査力等の強化を目指した。これにより、大都市圏警察で企業犯罪特捜班が新設されるなど、重要知能犯捜査体制を強化するとともに、科学警察研究所における法科学研修所の創設、指紋自動識別システムの導入（57年）等、鑑定の高度化や現場鑑識体制の強化が図られた。



指紋自動識別システムによる遺留指紋照会業務

## （3）犯罪被害者対策の推進



犯罪被害給付制度の  
広報用ポスター

49年に発生した三菱重工ビル爆破事件（死者8人、負傷者380人）では、同社の社員や付近の通行人等何の落ち度もない多数の者が死傷し、その被害者の間でも、労働者災害補償保険法による公的給付を受ける者と何らの補償もされない者とで著しい不均衡が生じた。このため、55年に犯罪被害者等給付金支給法が制定され、国は、犯罪行為で不慮の死を遂げた者の遺族又は障害が残った者に対して、給付金を支給することとした。同法は、犯罪被害者の救済を図る我が国初の立法であり、重傷病も支給対象とするなどの法改正（平成13年）を経て、15年末までの23年間に6,132人に対して約143億円の給付金を支給し、現在に至るまで、犯罪被害の軽減に重要な役割を果たしてきている。

また、シンポジウムや犯罪被害者の実態調査（3、4年）を通じて精神的被害を軽減することの重要性が指摘されたことから、警察庁において「被害者対策要綱」を策定し（8年）、被疑者の処分状況等を被害者に連絡する制度の整備、被害者の相談やカウンセリングに当たる窓口の設置等を進めるとともに、警察庁犯罪被害者対策室の新設（8年）や被害者支援ネットワークの設立（10年）により被害者対策の推進体制を強化している。

## 5 昭和60年から平成6年までの日本警察

昭和60年代から平成にかけて、景気は本格的な回復局面に入り、地価と株価が高騰するバブル経済が絶頂を迎えたが、平成3年頃からバブル経済は崩壊し、長期にわたる不況に陥った。政治では、国鉄の分割民営化や消費税の導入が焦点となる一方、63年のリクルート事件以降、汚職事件が相次いで発覚して政治改革が叫ばれた。また、平成4年には、国連平和協力活動（国連PKO）の一環として警察職員がカンボジアに派遣された。

犯罪情勢をみると、刑法犯認知件数は昭和60年に戦後最多を記録して以降、高水準で推移し、平成5年に180万件を突破した。また、暴力団の抗争事件、朝日新聞記者殺傷等事件、連続幼女誘拐殺人事件等、広域にわたって敢行される特異事件が目を集めるなど、犯罪のボーダーレス化が顕著になった。

表2-5 昭和60～平成6年の主な事件・事故

年月	管轄	件名
60.1	大阪等	山口組・一和会対立抗争事件
60.6	大阪	豊田商事会長殺人事件
60.8	群馬	日航ジャンボ機墜落事故
62.1-	兵庫等	朝日新聞記者殺傷等事件
63.8-	警視庁等	連続幼女誘拐殺人事件
元.11	神奈川	弁護士一家殺害事件
2.1	長崎	長崎市長に対するけん銃発砲殺人未遂事件
2.11	警視庁	新宿警察署清和寮爆破殺人事件
5.1	山形	中学校体育館監禁致死事件
6.6	長野	松本サリン事件

### (1) 世論の高まりを受けた暴力団対策法の制定



住民による暴力団事務所の撤去運動

戦後、博徒や的屋といった古くからの暴力集団に加え、愚連隊という新たな暴力集団が生まれた。これらは、闇市の支配、薬物の密売等により勢力を拡大し、昭和30年代以降、「暴力団」と総称された。

警察は、戦後一貫して暴力団の取締りに重点を置き、中枢幹部に的を絞った取締り（頂上作戦）等を実施し、構成員を大幅に減少させるなどの成果を挙げた。しかし、暴力団は、活動を一層多様化、巧妙化させて多数の民事介入暴力事案を引き起こ

すとともに、四代目山口組と一和会の対立抗争（60年～）を始めとする対立抗争を繰り返すに至り、巻き添えで多数の市民や警察官が死傷したことから、暴力団対策の強化を求める世論が大きな盛り上がりを見せた。

そこで、平成3年に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が制定され、暴力的要求行為に対する中止命令等によって暴力団員の行為がより広範囲に規制されることとなった。また、4年には警察庁刑事局に暴力団対策部が新設され、暴力団総合対策の推進体制が大幅に強化された。

## （2）国際化の進展に伴う警察の対応

社会の国際化が進むにつれ、近隣諸国との賃金格差を背景に不法就労事案が増加し、外国人の一部は犯罪組織を形成して凶悪犯罪や侵入盗等を敢行するようになった。来日外国人の刑法犯は、統計を開始した昭和55年には検挙件数が867件であったが、平成6年には1万3,321件と約15倍の増加を示した。他方、サミットや国際連合等でも国際組織犯罪対策が重要な政策課題として取り上げられ、我が国も国際社会への貢献が求められるようになった。



集団密航の検挙現場

このような情勢に対処するため、警察は、昭和60年に警察大学校国際捜査研修所を設置して国際捜査官の育成を進めた。また、平成6年には警察庁長官官房に国際部が新設され、国際協力業務や来日外国人犯罪対策の推進体制が強化された。さらに、ICPO、外国捜査機関等との情報交換や捜査共助を強化し、国際組織犯罪対策に関する各種の国際的枠組みに積極的に参画したほか、発展途上国への技術協力を行うなど国際貢献を進めた。

## （3）地域の安全確保と生活安全警察の誕生



地域安全活動の推進

昭和60年代から平成にかけての犯罪情勢は、昭和49年から増加に転じた刑法犯認知件数が平成5年に約180万件となるなど、悪化傾向が一段と顕著になった。地域の連帯意識の希薄化や匿名性の増大等を背景として、地域社会に内在していた犯罪抑止機能の低下が指摘され、国民の犯罪に対する不安感も増大した。

警察は、地域に密着した警察活動を強化するため、地域警察の刷新強化（4年）を推進し、交番のブロック運用、交番相談員の配置等、地域警察の運用・活動の見直しや基盤整備を進めた。また、5年からは、地域において犯罪等を防止する活動（地域安全活動）を地域住民、自治体と連携してより強力に推進することとし、ボランティアに対する支援や自治体への働きかけを積極的に実施した。

さらに、こうした一連の動きを踏まえ、6年には、約30年振りに大規模な組織改編を行って、それまで警察庁刑事局に置かれていた保安部は生活安全局に改組され、市民生活の安全と平穩の確保に向けた施策を総合的に推進することとした。

## 6 平成7年から現在までの日本警察

平成7年以降、日本経済は長引く不況に苦しんでいる。世相は不況を反映して混沌とし、深刻化する少年非行や不良外国人による凶悪な犯行は国民の不安感を著しく増大させている。

刑法犯認知件数は、8年以降14年まで7年連続で戦後最多を記録し、昭和期の約2倍の水準である。他方で、検挙率は2割前後と戦後最低の水準にまで落ち込んだ。また、世界各地で民族や宗教をめぐる紛争が発生する中、我が国でもテロリズムの脅威が増大しているほか、情報技術を悪用した犯罪も新たな治安事象として急速に台頭している。

表2-6 平成7年以降の主な事件・事故

年月	管轄	件名
7.1	兵庫等	阪神・淡路大震災
7.3	警視庁	地下鉄サリン事件
7.3	警視庁	警察庁長官狙撃事件
8.12-	警視庁	在ペルー日本国大使公邸占拠事件
9.2-	兵庫	神戸市須磨区小学生殺人等事件
10.7	和歌山	和歌山市園部における毒物混入事件
11.10	埼玉	桶川市における女子大生殺人事件
12.12	警視庁	世田谷区一家強盗殺人事件
13.6	大阪	大阪府池田市内の小学校における児童等殺傷事件
16.4	警視庁 北海道	在イラク邦人人質事件

### (1) 大震災、オウム真理教によるテロに対峙した警察

7年は市民生活の安全と平穏を大きく脅かす重大特異な事案が相次いだ。7年1月17日に淡路島を震源地とする阪神・淡路大震災が発生し、死者約6,400人、負傷者約4万3,800人、避難住民約30万人という関東大震災以来の激甚災害となった。また、6年に松本サリン事件を起こしたオウム真理教は、7年3月20日地下鉄サリン事件を敢行し、乗客や駅職員12人が死亡、数千人が負傷する事態となった。続いて、同月30日に警察庁長官狙撃事件が発生した。これらの事案は、地震により一瞬のうちに多くの人命が奪われ、多大な混乱に見舞われた点、また、猛毒ガスが無差別的に市民に対して使用された点、警察組織のトップがねらわれた点において、我が国の治安の根幹を揺るがすものであった。

警察は、これらの事案に対し、正に総力を挙げた取組みを行った。大震災に際しては、被災地を管轄する府県警察が、全国警察の協力を得て、救出救助活動や緊急輸送路の確保等の災害警備活動を実施した。オウム真理教関連事件では、関連施設の一斉搜索等を行うとともに、教団代表を含む多数の幹部を検挙し、更なるテロを封圧した。法制上の課題に対しても、サリン等による人身被害の防止に関する法律の制定（7年）、広域組織犯罪等に対処するための警察法改正（8年）、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の制定（11年）が措置された。



阪神・淡路大震災 機動隊による救出活動



地下鉄サリン事件

## (2) 交通警察の高度化



道路交通情報通信システム (VICS) による情報提供

交通事故死者数は、7年に10,679人を記録したのを最後に、毎年1万人を割り込み、15年には7,702人と昭和32年以来46年ぶりに8,000人を下回った。警察による一連の対策が交通安全の確保に大きく貢献してきた証であるが、事故発生件数及び負傷者数が過去最悪となるなど、依然として厳しい状況にあり、また、交通量の増大が渋滞や公害を招き、都市機能や生活環境の水準を低下させている。

こうした状況を改善すべく、警察では、情報通信技術を取り入れて交通管制システムの高度化を図り、ネットワーク化された信号機、交通情報板等を的確に制御して、交通流の円滑化や交通事故の防止を図った。バスの優先信号制御やカーナビゲーション装置を介した渋滞情報提供のような新しいシステムも実用化され、多くの道路利用者がその利便性を享受できるようになった。

他方、少子高齢化を背景に、道路交通のバリアフリー化にも力点を置き、道路管理者と連携して住宅地域や中心市街地の生活道路、細街路の安全対策を進めたほか、歩車分離式の信号制御の導入拡大や高齢者、視覚障害者等の安全な移動を支援するバリアフリー対応型信号機の整備も進めた。

## (3) 国民の信頼回復を目指した警察改革

11年9月、神奈川県警察の一連の不祥事案が報道により明らかとされ、国民から厳しい批判を浴びた。警察庁は、この事案を受け、監察の強化等を内容とする警察法改正案を国会に上程したが（その後廃案）、12年1月の少女監禁事件に関する新潟県警察の不適正な対応が発覚するなど、その後も不祥事案が続発し、警察への批判は更に高まった。国家公安委員会は、一日も早い信頼回復に向けて、各界の有識者から成る「警察刷新会議」の発足を求め、同会議は7月に「警察刷新に関する緊急提言」を取りまとめた。国家公安委員会と警察庁は、この提言を重く受け止め、8月に「警察改革要綱」を制定し、9月には新たに警察法改正案を国会に上程した。同法案は、与党3党等の賛成多数で可決し、12月に公布された。

警察は、改正法の施行後、文書による苦情申出制度の運用、厳正な監察の実施等を通じて警察行政の自浄機能を強化し、警察署協議会の設置や警察安全相談の強化等を進めて「国民のための警察」を確立するとともに、これらの推進状況を定期的に公表して国民の評価を仰ぐなど、施策の着実な実施を図っている。

### 警察改革要綱の項目

- 1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
  - (1) 情報公開の推進
  - (2) 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理
  - (3) 警察における厳正な監察の実施
  - (4) 公安委員会の管理機能の充実と活性化
- 2 「国民のための警察」の確立
  - (1) 国民の要望・意見の把握と誠実な対応
  - (2) 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化
  - (3) 被害者対策の推進
  - (4) 実績評価の見直し
- 3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
  - (1) 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決
  - (2) サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化
  - (3) 広域犯罪への的確な対応
  - (4) 安全かつ快適な交通の確保
- 4 警察活動を支える人的基盤の強化
  - (1) 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上
  - (2) 業務の合理化と地方警察官の計画的増員
  - (3) 活力を生む組織運営

## 7 平成16年の警察法改正

### (1) 新たな治安事象の出現

治安水準が戦後最悪の水準で推移する中、暴力団、来日外国人犯罪組織、薬物銃器密輸密売組織等の犯罪組織は相互の連携を深め、その犯罪は一層複雑化・巧妙化している。一方、米国における同時多発テロ事件以降、国際テロ情勢は予断を許さない状況が続いており、日本国内においても国際テロの脅威が現実のものとなっている。さらに、インターネットを悪用した詐欺事犯等のサイバー犯罪が新たな社会問題となっている。

このような犯罪は、国の公安に重大な影響を与えるおそれがあり、容易に国境や県境を越えるものであるため、都道府県警察が当該都道府県の区域における警察の活動について全面的に責任を負う現行警察制度の枠組みの中で、国がいかなる治安責任を果たすべきか、国と地方の役割分担をいかなるものとすべきかを検討する必要が生じた。

### (2) 改正法の概要

このような新たな治安事象に対処するため、平成16年に警察庁の組織改正と国の治安責任の明確化を柱とする警察法改正が行われ、同年4月から施行された。



#### 組織犯罪対策の強化

暴力団対策部を改組して組織犯罪対策部とし、従来異なる部門が行っていた暴力団対策、薬物・銃器対策及び来日外国人犯罪対策を一体的に推進するとともに、国際刑事警察機構（ICPO）等の外国の警察行政機関との連絡に関する事務について国の関与を強化した。



#### テロの未然防止

警備局に外事情報部を新設して、テロや諜報活動に関する情報収集・分析機能を充実させるとともに、爆弾テロ、NBCテロ（核物質、生物物質、化学物質を使用したテロ）等の重大テロや国外で日本国民が被害者となるテロへの国の関与を強化した。

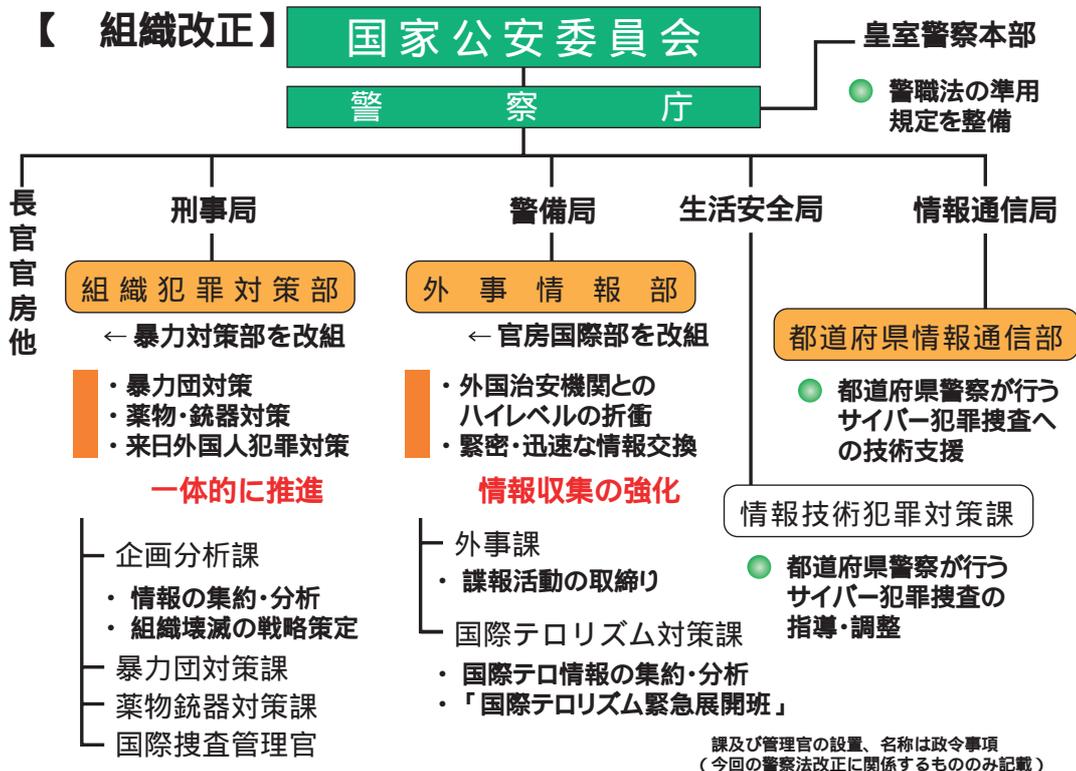


#### サイバー犯罪対策の強化

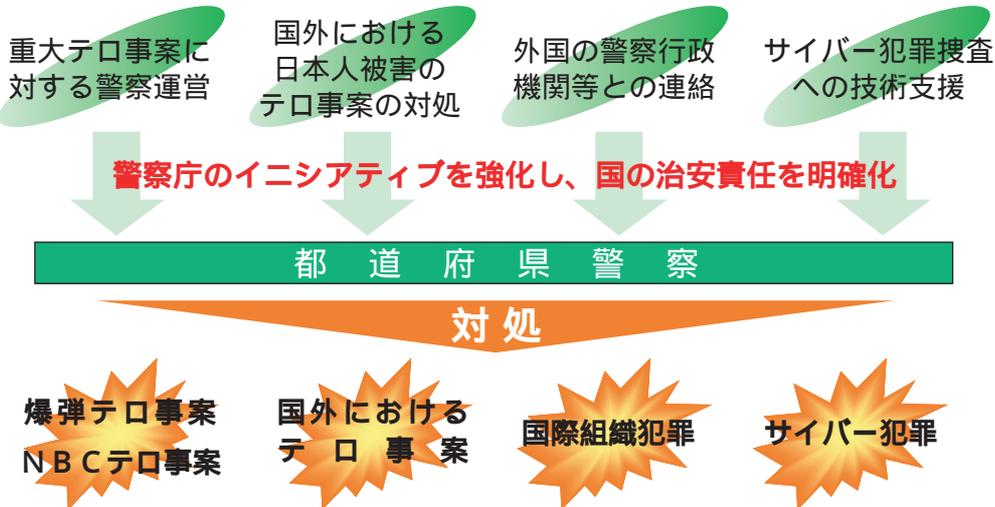
サイバー犯罪の捜査に対する技術支援を国が統轄することとし、都道府県警察の捜査現場等における解析業務等を国の情報通信部門が担うこととした。また、生活安全局に情報技術犯罪対策課を新設し、サイバー犯罪の捜査に係る調整機能を強化した。

## 警察法の一部を改正する法律の概要

組織犯罪対策の強化 / テロの未然防止 / サイバー犯罪対策の強化



## 【 国の治安責任 】



## 1 今後10年間の日本警察



かつて、我が国の治安は総じて良好に保たれていると評価されていたが、近年、その水準は悪化の一途をたどっている。侵入犯罪・街頭犯罪の急増は、犯罪被害が身近になったことを国民に実感させ、凶悪な少年犯罪の多発は、その土壌となった社会風潮の見直し気運を生じさせている。外国人犯罪の凶悪化・組織化と全国への拡散は、国際化の負の側面が深刻な形で我が国社会に根付きつつあることを知らしめた。

他方、犯罪に対峙する司法・行政システム全般の容量不足と機能低下が明らかになってきた。第一線警察の業務負担は、刑事司法の精密化や相談業務の増加等とも相まって深刻な状況にあり、刑法犯検挙率は約2割と戦後最低の水準に落ち込んでいる。このように、現下の状況は正に危機的であり、現行警察制度が施行されて50年を迎えた今、警察の真価が改めて問われている。

本特集では、戦後の日本警察を10年ごとに回顧してきたが、最後に、今後10年間に日本警察が進むべき指針として、犯罪対策閣僚会議による取組みを紹介する。将来、この10年間で「失われた10年」と顧みられるか、「V字回復の時代」と評価されるかは、警察の取組み如何にかかっており、その責任は重い。

### (1) 治安回復のための3つの視点

平成15年9月から、小泉内閣総理大臣は、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、全閣僚を構成員とする「犯罪対策閣僚会議」を開催している。この会議で示された「治安回復のための3つの視点」は、個別の施策を立案・実施・評価するための視座を提供するだけでなく、総合的で包括的な犯罪対策を実現するための理念としても機能している。

#### 治安回復のための3つの視点

##### 国民が自らの安全を確保するための活動の支援

良好な治安は、警察のパトロールや犯罪の取締りのみによって保たれるものではなく、国民一人一人が地域において安全な生活の確保のための自発的な取組みを推進することが求められている。「安全確保のために何かしたい」という住民の思いを具体的な行動に昇華させていくことが重要であり、国は、情報の提供や防犯設備への理解の普及等を通じ、住民の自主的な取組みを支援していくことが必要である。

##### 犯罪の生じにくい社会環境の整備

犯罪の取締りのみならず、犯罪の抑止に直接・間接に有効であると認められる取組みを推進し、犯罪の生じにくい社会環境を整備することが重要である。地域の連帯や家族の絆を取り戻し、犯罪や少年非行を抑止する機能を再生すること、道路、公園、建物等の設計に防犯の視点を織り込むこと、治安に及ぼす影響を踏まえた外国人受入れ方を検討することなど、あらゆる観点から多角的に推進することが重要である。

##### 水際対策を始めとした各種犯罪対策

国際化・高度化する犯罪に的確に対応していくためには、従前以上に「省庁の壁」を超えた一層の連携と情報の有効活用が求められており、そのための枠組みの検討も視野に入れる必要がある。特に、水際対策は、的確な出入国管理が不可欠な上、その成否は関係省庁間の協働及び外国機関との連携が鍵を握っているため、国による横断的な取組みが特に期待される分野である。

( 2 ) 犯罪情勢に即した5つの重点課題



犯罪対策閣僚会議

これら3つの視点を前提としつつ、犯罪対策閣僚会議では、15年12月、今後5年間を目途に、国民の治安に対する不安感を解消し、犯罪の増勢に歯止めをかけ、治安の危機的状況を脱することを目標として、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定した。この行動計画では、現下の犯罪情勢の特徴的傾向に即した5つの重点課題を設定し、国民、事業者、地方公共団体等の協力を得つつ、各施策を着実に実施していくこととされた。

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の骨子

- 1 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止
  - ・ 地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの実現
  - ・ 犯罪防止に有効な製品、制度等の普及促進
  - ・ 犯罪被害者の保護
- 2 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止
  - ・ 少年犯罪への厳正・的確な対応
  - ・ 少年の非行防止につながる健やかな育成への取組
  - ・ 少年を非行から守るための関係機関の連携強化



- 3 国境を越える脅威への対応
  - ・ 水際における監視、取締りの推進
  - ・ 不法入国・不法滞在対策等の推進
  - ・ 来日外国人犯罪捜査の強化
  - ・ 外国関係機関との連携強化
- 4 組織犯罪等からの経済、社会の防護
  - ・ 組織犯罪対策、暴力団対策の推進
  - ・ 薬物乱用、銃器犯罪のない社会の実現
  - ・ 組織的に敢行される各種事犯の対策の推進
  - ・ サイバー犯罪対策の推進
- 5 治安回復のための基盤整備

50年の時を経て警察制度は成熟したが、新たな治安事象は絶え間なく出現しており、今後も警察は常に社会の変化に的確に対応していく必要がある。また、行動計画に示されたとおり、治安の回復は、犯罪の取締りのみの力によるのではなく、国民の協力を得ながら行政機関が一体となり、多角的な取組みを進めることで果たされるものである。警察は、自らの職責を果たすことはもちろんのこと、社会各層が治安回復に向けた取組みに参画するための環境整備を行うとともに、それらの調和を図る役割を担うことが求められている。